

始



373

633

別書誌

台 9 冊

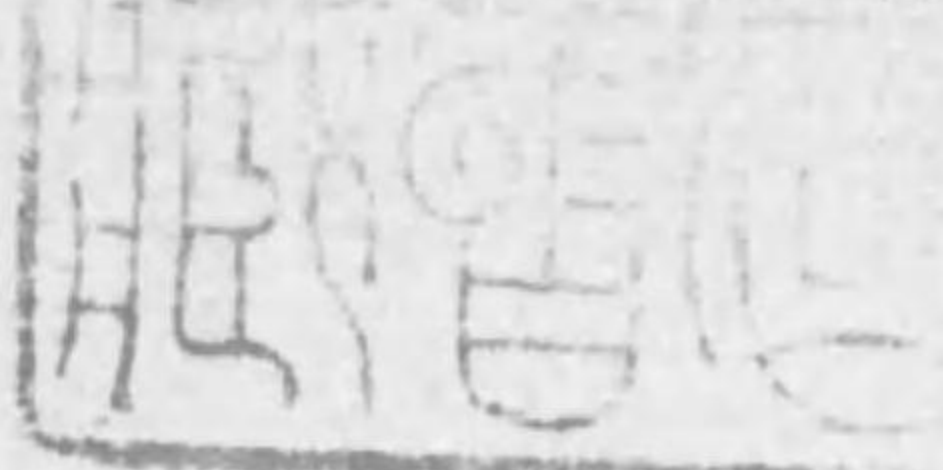
小 説  
心 算  
と 二 階 級  
の 戦 争



第一冊 農村問題叢書

農村金融問題

—— 牧野輝智 著 ——



373-633



\*1200501450538\*

大日本聯合青年團編





373-6 33

牧野先生はわが國に於ける金融論の第一人者であります。目下東京朝日新聞社編輯局顧問として御活躍されて居ります。經濟學博士であります

本書は左の諸問題に關し諸君に

明快なる解答を與へるであらう

- 1 農村金融とはどんなことをいふか
- 2 農村の金融難の現状とそれがよつて起るところの原因は何か
- 3 所謂農村の負債とは何をいふか。又如何にして、それを整理すべきか
- 4 金輸出再禁止は農村に如何なる影響を與へたか
- 5 農村の金融難を如何にすれば改善することが出来るか

## 序

- 本書は大日本聯合青年團主催の下に、昭和六年六月より昭和七年三月までの十箇月に亘つて開催された農村問題研究會に於ける牧野先生の研究御發表の結果を要約したものであります。
- 農村問題に關する名著が、大小とりまぜ、撰擇に困るほど、澤山ある中に、敢てこの小著を青年諸君の前におくる所以は、農村問題なるものゝ正しい眞相を、最も卒直に、最も簡明に、最も安價に諸君に知らしめたいがためであります。
- 明日の農村を背負つて立つべき青年諸君が自分等の立つてゐる農村について、正しい十分な智識とそれから生れるつよい信念をもつことは望ましいことでもあります。
- われ／＼は絶大なる確信と抱負とをもつてこの書の巢立を祝福してゐます。

昭和七年三月十五日

編 者 識



## 農村金融問題目次

<p><b>第一節 農村金融と農業金融</b>……………一頁</p> <p>1 金融の意義……………一</p> <p>2 金融の種類……………一</p> <p>3 農村金融と農業金融……………二</p> <p><b>第二節 農村の金融難</b>……………四</p> <p>1 金融難の現状……………四</p> <p>2 金融難の原因……………七</p> <p>3 農村資金の流出……………九</p> <p><b>第三節 農村負債の問題</b>……………一一</p> <p>1 農村負債の意義……………一一</p> <p>2 農村負債の總額……………一五</p> <p><b>第四節 金輸出再禁止と農村</b>……………二四</p> <p>1 再禁止の意義……………二四</p>	<p>2 農村に對する影響……………二五頁</p> <p>(1) 米……………二六</p> <p>(2) 生糸……………二七</p> <p>(3) 肥料……………三一</p> <p>(4) 農村負債……………三一</p> <p><b>第五節 農村負債の整理</b>……………三四</p> <p><b>第六節 農村金融の改善</b>……………三五</p> <p>1 農村資金の流出防止……………三六</p> <p>2 農村への資金還元……………三七</p> <p>(1) 大藏省預金部資金……………三七</p> <p>(2) 信用組合……………三九</p> <p>(3) 保險積立金……………四一</p> <p>(4) 信託會社……………四三</p> <p>(5) 普通銀行……………四四</p> <p>(6) 公益質屋……………四五</p>
--	--

# 農村金融問題

牧野輝智

## 第一節 農村金融と農業金融

### 1 金融の意義

凡そ如何なる事業を営むにも相當の資本が必要である。資本は多くの場合に於て通貨（金銀）或は通貨に代る可き小切手、手形の類にて表されるから實業界に於ては通例資金と呼ばれてゐる。この事業經營に絶對的に必要な資金は經營者自身の有つてゐる資材を以て充てられることもあるが、多くの場合には他より融通を受ける。一方資金の方からいへば、遊資を抱いてゐる者は是を寝かして置くよりは資金を必要とする人に融通して、利子を得た方が利益である。かくの如く資金を融通する作用を稱して金融といふ。

### 2 金融の種類

金融はこれを區別する標準の如何によつて、種々に分類される。期限の長短から分ければ短期金融、長期金融に區別される。この區別は期限の上で嚴格な限界がある譯でなく寧ろ常識によつて判斷すべきものである。



資金の融通に擔保の附隨するや否やによつて區別すれば、擔保附の金融と無擔保の金融とに分れる。擔保附金融は、證券擔保金融、動産擔保の金融、不動産金融等に區別される。

最も普通に行はれるのは有價證券擔保の金融である。政府の公債、郵船會社の株券、勸業銀行の債券等を擔保に入れて資金の融通を受けるような場合が即ちそれである。動産擔保の金融といふのは農産物や工業生産物等を擔保に入れて資金の融通を受けることである。不動産金融といふのは土地建物等を擔保とする金融である。

更に資金使用の目的によつて類別すれば、商業金融、工業金融、農業金融等に區別される。

このほか、金融の種類は地域的に見ると、國內金融と國際金融とに分けることができる。金融の地域が一國內に限る時は國內金融であるが、他國の金融市場から資金の融通を受ける時は國際金融である。國內金融を都市と農村とに分けて考ふれば都市金融、農村金融となる。都市金融は多く商業金融、工業金融であるが、農村金融は主として農業金融である。

### 3 農村金融と農業金融

農村金融と農業金融は稍もすれば混同せられるが、農村金融が地域を標準とする分類であるのに對し、農業金融は資金の用途による分類の一種であつて丁度農村金融が都市金融に對立する概念であると同様に、農業金融は商業金融、工業金融に對立

する概念であることはさきに述べたところである。實際問題としては兩者は甚だ密接なる關係を有し、今日一般に農村金融なる言葉を用ふる場合、これが農業金融を意味することもあり、又農業金融が實質に於ては農村金融を指してゐる場合もあるやうに思はれる。しかし概念としては嚴密に區別して置かねばならない。

これ等の關係を例を以て説明すれば、一九二五年獨逸の農業中央銀行が米國のナショナル・シティ銀行の手を経て農業資金二千五百萬弗の借入をしたことがある。それは農業の爲に使用する金であつて農業金融であるが地域的に見れば國際金融である。

しかしそれは未だ農村金融とは言ひ得ない。更に一步進んでこの借入金を中心銀行が地方に貸出してくるとそこで始めて農村金融となるのである。例へば農村に於て學校を建築するために中央の銀行から資金を借入れた場合の如きは農村金融であるが、農業金融ではない。又地方の父兄が東京に於ける子弟に學資を送るため、他から借用したと假定すれば、これも亦農村金融といふことになるが農業金融ではない。又都會に於て或る地主が地方に於ける水害その他爲に資金を借入れたとすれば、それは形式は都市の金融となるが結果に於ては農業金融となる。

以上の如く農村金融と農業金融とは概念は異なるが、その間に甚だ複雑なる關係があり、従つてそ



その範圍についても何れが廣く何れが狭いと簡単に決めることはできない。即ち農業金融は農村金融の一部分なりとはいひ得ないのである。

## 第二節 農村の金融難

### 1 金融現狀

農村は今日著しく金融難に苦んでゐる。都市にをいても亦資金の不足と金利高とによつて苦んでゐるが、都市よりも農村の方が金融難は一層甚だしい。今資金の融通が容易にできると假定すれば、その爲に農村の蒙る便宜は實に莫大なものがあると思はるゝことが屢々ある。

近來喧しい農村問題の中心をなすものは農業不振の問題であるが、その内容をよく檢べると、小作問題、穀價の不安定特に低廉なること、公租公課の過重なること等種々あるが、その内でも重要な問題は資金の缺乏、金利の高率なることで、簡単に云へば、農村金融の道が塞がつてゐることである。例へば今日農村に於て最も喧しい米價引上げの問題について考へてみる。農民は關稅引上げ、米穀法の運用等による米價調節等を希望してゐるのであるが、これは一理あることであつて、米價が非常に安く、その生産費が償へぬといふ場合政府として米價の引上げを圖ることは

寧ろ當然のことである。しかしながら米價の引上げは一方では消費者が困惑する所であるから、大體生産費その他の種々の要素を考へて農民が損をせず相當に立ち行き得るといふ點に米價調節してゆかねばならぬと思ふ。

かゝる際に最も合理的なる方法は農産物の生産費の低減に努力することである。農業經營法の改良、農家の公租諸負擔の輕減などもその手段であるが、最も必要なのは農業資金の充實である。資金難、高利難に苦しんでゐる今日の農村に對し低利の金融手段を講ずることはやがて農業生産費の低減となるのである。農業の如き薄利な事業を經營するのに一割二分、一割五分といふやうな高利の資金を用ひてゐては經營難は避け難い。生産費が安くなれば消費者に負擔を負はせるとなくて、合理的に農民の困難な状態を救ふことができるわけである。

又我國に於ける米價の暴騰暴落が殊に激しいことは皆の知るところである。一箇年間に甚しきに至つては二倍となり、或ひは半分に下落するといつたやうな困つた商品である。政府が米價の引上げをやり或は非常に暴騰せる場合はこれが引下げを圖る場合、後の引下げは外米等を輸入し米の供給量を増加することによつて合理的に行ひ得るのであるが、引上げといふことは實に困難である。これは元來が不自然なる方法であるから、政府が米を買上げて倉庫の中に納めて置いたと



しても、それは無くなるわけのものでないから、何時又賣り出さるゝやも知れぬといふことの爲容易に引上げの目的は達せられない。最近亞米利加合衆國に於ても小麦の買上げによつて小麦市價の引上げを試みたのであるが、遂に豫期した結果を得るに至らず、此の政策を放棄するの止むなきに至つた。かゝる場合に於ても若し農民が豊富なる資金を有し、性急に米を賣却することなく適當なる時期に賣却し得るものとすれば、必ずしも政府の力に頼らずとも農民自身の手によつて米價が生産費を割つて不當に暴落することを防止し得るのである。然るに今日の農村は資金の必要に迫られて、その收穫物を如何なる不利なる事情の下にあつても急いで賣放たなければならぬほど窮迫した状態にあるので、その結果は一時に穀物の供給過剩を來し、益々米價暴落の弊が表はれることになるのである。だから米が幾分出來過れば直ちに非常なる米價暴落を來すことは我々の現實に見るところである。かう考へてくると、農村に金融の便を興ふれば、それによつて農民自身がある程度までこれを調節し得るのである。その意味で農業倉庫の發達は眞に結構であるが、目下の状態では極めて微力であつて大した効果は擧げてゐないやうである。

次に肥料に就いて考察しやう。日本農業年鑑の示す所によると、昭和三年より五年に至る三箇年間の平均販賣肥料は内地生産額二億一千九百萬圓、輸入額一億五千三百餘萬圓で、これより輸移

出額及び原料消費推定額八千七百餘萬圓を差し引くと、都合消費見込額は約三億萬圓と推定されてゐる。若しこれ等の肥料を購入するに際し農民に金融の便が十分にあり、従つて現金を以て購入することができるとすれば著しく安價に手に入れることができるのである。しかるに農民には實際手許に現金が無いために、將來に於ける米、その他の農産物の收穫を豫想して購入することゝなるから、肥料商の云ふが儘に高價なる肥料を買はなければならぬ。従つて、さきに述べたやうに、我國農家の金肥購入額を約三億萬圓として、もし、農家にこれを現金で購入するだけの金融がついてゐたとすれば今それを二割安く購入することが出來たと假定するに此處に六千萬圓の金額が浮くことゝなる筈である。かゝる點に於ても今日の農村は金融難のために甚だ禍せられてゐることを感ずるのである。

## 2 金融困難

然らば何故に農村は金融難に苦しめられてゐるのであるか。先づ第一の原因として考ふべきことは、農業そのものゝ本質が事業の經營といふ點からいつて非常に不利なことである。都市の産業の骨幹をなしてゐるところの商業、工業は農業の如く生物相手のものではない。従つて生物の自然成育を待たねばならぬと云ふ不便はなく、有利なる條件さへつけば、直ちに事業を擴張することが出來る。従つて短期間に數倍の仕事をする事が容



易である。然るに農業は商業の如く、手形を以て資金を借入れ、それを敏活に運轉して次から次へと商品を移すが如く、又或は工業の如く原料に加工すれば直ちに二倍の價格を生ずるといふが如きものではない。例へば米ならば年一回、養蠶ならば二回、その他山林等に至つては植林より伐採まで十數年を要するといふ風に甚だ回収が遅いのである。故に農業金融は期間が短くては役に立たない。又商工業に比較すれば甚だ利益が薄いのであるから農業資金は非常に低利でなければならぬ。だから結局農業金融を中心とするところの農村の資金の融通は低利且つ長期でなければならぬと云ふことになる。が、これに反し商、工業金融は短期にても差支へなく、又事業そのものが有利なるため比較的高利にても利益を見ることが出来るので、都市に於ける金融は、金融を受くる側より云へば利子は高くとも收支相償ふこととなり、又貸す方より云へば期限が短かく且つ速かに回轉し得るから、成るべく農村の金融を避けて、都市の金融を擇ぶことになるのは自然の勢である。かゝる點より農村の資金が缺乏を來すことは農業そのもの、本質上免れ難いところである。

次に第二の原因として考へらるゝことは農村に於ける資金が都市に流出する傾向のあることである。都市に於ては商業、工業等の有利な生産業のために資金が充實して行く上に外部より絶えず

資金が流入するに反し、農村に於ては元來不足せる資金が更に種々なる方法によつて都市へ流出してしまふのである。かくて都市と農村との間には著しき金融上の差異が発生し、農村は益々不利であり都市は農村に比較すれば有利であると云ふことになるのである。

### 3 農村資金

我國農村の生産高が何程であるかは年によりて甚しい相違がある。その主な原因は農産物市價の變化が甚しいからである。試みに大正十四年の農産物價

格を見ると四十四億圓になつてゐるが、昭和四年は著しく減じて三十億圓になつてゐる。

農業生産物の一部分は農村の食糧品自給のため消費せらるゝのであるけれども、その生産品が資金となる額も相當大なるものである。この農村に於て産出した資金がその儘農村の資金となるとすれば農村は今日のやうに、資金難に苦しむことはないのである。然るに農村の資金はさきに述べたやうに、都市に流出してしまふ。然らば如何なる形式で資金は流出しつゝあるのであるか。

その第一は國稅の納付である。わが國に於ける一箇年の國稅額は約八億圓であるが、この内には地租、所得稅を始として農村から納付せらるゝものが少くない。これ等の諸國稅は地方から日本銀行の本店に集まり、中央政府の國庫預金となる譯である。その一部は農村に還えされるものもあるが大部分は事業資金となり、官吏の俸給となり、又その他納稅によつて政府が得たところの



金も大部分都市の人々に利用されて、農村の人々に利用される部分が少くないのである。がそれかといつて、農村より資金の流出を防ぐために租税の納付を廢止する譯には行かないから右の納税關係から来る資金の流出は止むを得ぬところである。が農村負擔そのものが過重である許りでなく、都市に比し著しく重い、といふことは當然考へなければならぬ點である。

第二は郵便貯金である。昭和六年末に於ては、郵便貯金總額は二十六億圓であるが、その六割は農村からのものであるから金額として約十八億圓を預けてゐることとなる。が、この貯金は先づ大藏省の預金部に集り、預金部がこの金で公債の引受けをやり、又その他の貸付け事業を行ふのである。無論その中の一部分は資金還元と稱して農村にも返してゐるがそれは極く少額であつて、結局都市の人間が最もその恩恵に均霑されることになるのである。郵便貯金制度そのものは決して悪いものではないが、その資金をもう一度農村に還元することを現在よりも徹底的に考へる必要があるのである。

第三は銀行預金である。銀行預金は主として商工資金に充當されるものであるが、その内には農村の預金が少くない。近年の如く銀行の合同が頻りに行はれ謂所五大銀行（三井、三菱、住友、安田、第一）が成立し、地方銀行が東京、大阪等の大銀行の支店となる傾向が濃厚となれば農村

資金がこの方面より都市に吸収される額も益々多くなるわけである。銀行預金總額は昭和六年末現在では、特殊銀行が十一億圓、普通銀行が八十一億圓、貯蓄銀行十六億圓で、合計百九億圓である。その内地方の預金が幾何あるかは明かでないが、ともかく可なりな額に上るものと思はれる。銀行合同はその基礎を堅實にするといふ點から云へば、必要であるが、これがために地方の金融又は小營業者の資金融通を困難ならしめる弊害がないわけではない。英國農業の衰頹には他には種々の原因があるが、かの大銀行主義が英國農業に禍してゐることも事實である。

その他生命保険に加入すれば保険金は都市に集められる。近來簡易保険が盛んとなつてゐるがその契約高十九億圓の中、農村よりの加入は四割位はあると思はれる。或ひは商工業株券に對する投資、都市の諸學校に在學する子弟に對する學資金の送付等によつても資金はたへず流出してゐる。

### 第三節 農村負債の問題

#### 1 農村負債

今日農村は莫大なる負債に苦んでゐる。この農村の負債を如何にすべきかといふ問題が解決すれば農村金融問題の半ばは解決するといふも過言ではない。



この解決に關する研究は「農村負債の整理」の項に譲つて、こゝでは農村負債の本質に關して多少の考察を試みたいと思ふ。

先づ第一に農村の負債とは何かと云ふことを考へて見る必要がある。無論文字が示す如く農村負債とは農村に於ける負債である。農村人が負ふてゐる借金をいふのである。しかし乍ら今日一般に用ひられてゐるところの農村負債なるものゝ内容はその實極めて漠然たるもので、世上一般に今日の農村負債は約四十億圓乃至五十億圓と稱するのであるが、これは甚だ漠然たるものである。農村負債の問題を論ずるためには農村負債とは如何なるものであるかといふことを先づ考へねばならない。農村に五十億萬圓の負債があるとすれば、その負債は五十億萬圓だけ都市からでも借入れてゐるやうであるが、その實際は決してさう簡單ではない。日本が外債を二十二億圓背負つてゐるといへば、これは外國から借金したのであるから比較的判然してゐるが、しかし、これでもさへも仔細に内容を調査すれば、その中既に日本人が買取つて居るものが九億圓あり、實際外國に支拂ふべき金額は十三億圓あればいゝのである。

農村の負債についても簡單に農村が都市から五十億圓借金してゐて、一割の利子を支拂ふとして年々五億圓の利子が農村外へ支拂はれることになるといふ風に考へるのは當を得てゐないと思ふ。農村の負債といつても大部分は農村内の貸借であるから、嚴密に農村のみの負債を考へる場合はその點を十分區別して考へなければ真相を把握し得ないことになる。

農村内に於ける貸借は一方よりいへば農村負債であるが、又一方から云へば農村債権といふことにもなるのであるから、農村負債を考へる時には必ず農村に於ける負債と債権とを併せ考へねばならない。一體貸借といふものは甚だ複雑なもので、同じ百圓の負債でも、例へば甲が乙のため丙より百圓を借入れしその金を乙に貸與したとすれば統計上にては二百圓の負債として現はれて来る。が、農村に於てはこの種のこと甚だ多いことに注意せねばならない。統計上の重複と云ふことは銀行等に於ても屢々見受けることで、今ある商人が銀行より百萬圓を借り出し、その金を一應其の銀行に預金してをいて必要に應じて、小切手を振出すとすれば帳簿の上にては預金も増加し、又貸出も増へたことゝなるが、事實に於て銀行の預金が増加したわけではない。かかる點を常に考慮にをいて、より正確に農村負債問題を攻究する必要があるのである。一體農村に於ては又貸と稱すべきものが非常に多い。相當な資産家は日本勸業銀行、府縣農工銀行等より資金を借入れることが出来るが、小作人等はこれ等の機關を利用し得ない状態であるから、地主



等が勸業銀行、農工銀行等より低利なる資金を借入れ、利鞘をとつて、これを高く貸すといふことも行はれるのである。この利鞘を取ると云ふことは左記金利表によつても窺ひ知ることが出来るであらう。

年次		不動産抵當貸付金利累年比較			
年	次	勸業銀行	農工銀行	普通銀行	個人間
大正	三	七・五〇	八・五〇	一〇・〇〇	一・七二
〃	八	七・〇〇	八・〇〇	九・三〇	一・〇三
〃	九	七・六〇	八・二〇	一・〇〇	一・四一
〃	一〇	七・八〇	八・五〇	一・〇〇	一・五二
〃	一〇	七・八〇	八・八〇	一・〇〇	一・四七
〃	一〇	七・八〇	八・八〇	一・〇〇	一・七五
〃	一〇	七・七〇	八・七〇	一・〇〇	一・九二
〃	一〇	七・六〇	八・六〇	一・〇〇	一・八三
〃	一〇	七・六〇	八・四〇	一・〇〇	一・七四
〃	一〇	七・二〇	八・〇〇	九・六〇	一・五五
昭和	元	七・二〇	八・〇〇	九・九〇	一・三三
〃	二	七・二〇	八・〇〇	九・九〇	一・三三
〃	三	七・二〇	八・〇〇	九・九〇	一・三三
〃	四	七・二〇	八・〇〇	九・九〇	一・三三

勸業銀行の金利は耕地抵當金利

(日本勸業銀行調査)

かくの如く、農村負債の問題を考へる場合には、地主と細民との間にかゝる關係の存することも大いに考慮しなければならぬ。單に統計上の重複の問題だけではないのである。

2 農村負債総額

然らば農村の負債総額は何程であるか。これを計數的に知ることは必要且つ興味多いことではあるが、その調査は頗る困難である。明治四十五年に大藏省理財局に於て、この種の調査を試み、これを公表したことがあるが、その後この種の纏つた調査がない。この調査は既に二十年前のものに屬し、しかもその間に經濟事情を激變せしめた歐州大戰を挾んでゐるのであるから農村負債の現狀を説く材料とはならない。が、その内容は左の如くである。

農家負債調査 (明治四十五年 大藏省理財局)				
借入先別	擔保別	不動産擔保	不動産以外の擔保	無擔保
日本勸業、農工、北海道拓殖銀行	其の他銀行	六三、四四七	二四、七四四	一三、〇九六
保險會社	産業組合、報徳社其の他團體	七二、三五二	二〇三	三四、二六六
貸金會社、個人貸金業者		四、一五〇	二、〇〇四	一五、六六六
		一〇〇、〇一〇	一四、八二〇	三六、三一四
				七六、六〇一
				一三一、三六三
				六三八
				二一、八二一
				一五一、一四五
				合計



質屋	九、三八一	一、三二六	九、三八一
商業	—	—	—
頼母子講及類似のもの	—	六二、九一〇	六二、九一〇
私人	—	一〇八、四一二	二六七、九三四
その他	二四、一一四	三、七九〇	一一、九一〇
計	三七七、八五六	二八九、〇五七	七四六、〇三三

この表に依ると、當時に於ける農家負債の總額は七億四千六百萬圓と云ふことになつてゐる。その内譯は不動産擔保三億七千七百萬圓（約五〇%）、動産擔保七千九百萬圓（約一〇・六%）、無擔保二億八千九百萬圓（約三八・七%）である。

この負債人員は七百七十九萬人であるが、全國農家數を五百五十萬戸として割當てると、一戸當りの負債額は約百三十五圓といふ計算になる。

又借入先別より見れば右の統計の示すやうに、第一位を占むるものは私人の貸金で、總額の約三五・八%を占め、第二は貸金會社及個人貸金業者の二〇・二%、第三は普通銀行の一・四〇%、第四は勸銀以下の農業特殊銀行の一〇・二%、第五位頼母子講類似の八・四%、第六位産業組合、報徳社等の二・九%、第七位商業者、第八位質屋、第九位保險會社と云ふ順になつてゐる。が、今日で

は不動産擔保制度の改善、産業組合の普及等に伴ひこれ等の順序に可なりの變化が來てゐる。然らば二十年後に當る今日の農村の負債は幾何であるか。當時に比し著しく増加してゐることは確實である。農村の負債中不動産擔保の分はこれを計數的に知ることが比較的容易で、日本勸業銀行の調査に依れば全國の不動産擔保貸付の總計は六十億圓（昭和四年）、その半は農村關係のものであるといふ。即ち現在に於ける農村の負債は不動産擔保の金融だけでも三十億圓に達してゐるわけである。

私が嘗て大正十四年現在について農村負債を計算せるところによれば左の如くであつた。先づ不動産擔保の方面より見れば、不動産擔保債務は大正十三年現在に於て總額五十一億圓であつた。この五十一億圓の不動産擔保債務中幾何が都市の土地建物で、幾何が農村の田畑、山林等を抵當とするかを知ることは農村の金融状況を判斷する上に於て最も重要なことであるが、日本勸業銀行に於てこの割合を推定すべき資料として、大正十三年中に設定せられたる土地建物抵當起債高十一億八千三十三萬六千圓を市制施行地及び日本勸業銀行法第十二條の二に依る指定市街地合計百四都市所在の登記所に於ける設定登記金額と、その他の登記所に於ける設定登録金額とに區別して調査したる所に依ると、都市と農村との區別は左の通りであつたといふ。



## 一、百四都市所在登記所登録高

六一四、〇四七、〇〇〇円

## 一、其他の登記所登録高

五六六、二八九、〇〇〇

右百四都市所在登記所の管轄区域には市制施行地及び指定市街地の外に附近の町村をも少からず包含してゐるから、假りに是等の附近町村の農業地抵當起債額を六千四百萬圓（勸銀の推定）と推定し、右百四都市以外にも人口數萬を有する町村約二百を算するから、これ等の準市街地の抵當起債額を三千六百萬圓（勸銀の推定）と推定し彼此相殺して計算すると、

## 一、市街地宅地建物抵當起債額

五八八、二五八、〇〇〇円

## 一、農村土地建物抵當起債額

五九四、〇七八、〇〇〇

となり。前者の四九・七％に對し、後者は五〇・三％となり、大體に於て相半すと云ふ結論が得られることとなるのである。

この結論から推定して當時の不動産抵當貸付五十一億圓の内約半額即ち二十五億五千萬圓は農村に對する金融であると觀測したのである。

次に不動産擔保以外の農村負債は何程であらうか。これは極めて厄介な問題である。不動産擔保以外の負債には動産その他の擔保を提供せる負債と全然無擔保のものがある。不動産擔保の負

債は登記簿や登録税等により、合理的にその總額を推定することが出来るが、その他のものに於ては、不動産擔保に於てすらその總額を推定することは困難である。況んや全然無擔保の負債に至つては推定すらも甚だ困難であると云はねばならない。

農村負債の内、不動産擔保以外の負債として先づ掲ぐ可きものは信用組合の貸付である。大正十三年現在に於ては貸付總額は四億八千萬圓で、この内約八割即ち三億八千萬圓は農村の金融であつた。然し農村負債の第一位を占むるものは個人間の貸借であつて、これを不動産擔保の貸借に徴しても五十一億圓の債務中二十四億圓即ち四割七分強は個人間の貸借であつた。不動産金融の發達、産業組合の普及等のために個人間の貸借は幾分減退の傾向にあると思はれるが、大體に於ては動産擔保、又は對人信用の貸借に於ても個人間の貸借が第一位を占むることは疑ふことが出来ない。

前に掲げた明治四十五年に大藏省が調査した農家負債額では不動産擔保の債務とそれ以外の債務の割合は大體半々といふことになつてゐるが、その後不動産金融が著しく進歩普及したのであるから、不動産擔保負債とその他の負債を半々に見ることは不當であるやうに考へられる。

以上の如くにして、不動産擔保が二十五億五千萬圓、信用組合の農村貸付が三億八千萬圓、その



他の動産擔保、無擔保の債務を合して、農村負債の總額は約四十億圓と推定したのである。その後數年間の推移を見るに、信用組合の貸付總額は昭和四年度現在に於て九億四千萬圓に達し、この内農業者への貸付推定額は七億五千萬圓である。即ち次表の示す如くであるが、信用組合貸付の増加は個人貸借の増加等に比し農村金融事情の進歩せる現象として寧ろ歓迎すべきことである。

年 度	信用組合貸付高		
	年末現在組合數	年度現在貸付推算高	同上中農業者への貸付推算高
明治四十三年	五、三三一	一六、三〇七	一三、〇四六
大正三年	九、二七四	四九、七三六	三九、七八九
大正四年	一、四八〇	四三、四四二	一四、七五四
大正五年	一、九〇一	二〇、二八一	一六、一八二
大正六年	二、一八九	二六、二四七	二一、〇二七
大正七年	二、四七二	三三、〇二五	二六、六四二
大正八年	二、七〇六	四〇、二四九	三二、一八九
大正九年	二、八六四	四八、六三一	三八、九〇五
大正十年	二、八八五	五六、九八一	四五、八四八
昭和元年	二、六八五	六八、六九九	四五、九四五

昭和二年	一、二、四四三	七八六、一九八	六二八、九五八
昭和三年	一、二、三四九	九〇一、六四九	七二一、三一八
昭和四年	一、二、一八一	九四七、八六四	七五八、二九一

(帝國農會編農業年鑑による)

又不動産抵當債務に於ては次の如き推移を示してゐる。

年 度	不動産抵當債務推定額	(日本勸業銀行調査)
大正元年	一、四五四、八〇八千円	
大正六年	一、五七八、〇二一	
昭和元年	四、五一九、二七三	
昭和二年	五、三七二、九一〇	
昭和三年	五、五一八、六三八	
昭和四年	五、七八四、三六七	
昭和五年	六、二四三、七八七	
昭和六年	六、〇九三、二六二	

右各年の不動産擔保貸付總額を貸付機關別に記載すれば左の如し。



年	勸業銀行	農工銀行	拓殖銀行	興業銀行	普通貯蓄銀行	保險會社	信託會社	個人其他 (推定)
大正元年	一、五九、九一九	九、七、一三三	一、六、七、三〇〇	—	二、九、二、二七二	二、三、七、三三七	—	九、〇、九、〇一八
〃 六年	一、六、一、七、三九	一、六、一、一、六八	二、〇、五、八、九	一、三、五、三、〇	三、九、七、〇、一六	二、五、一、四、〇	—	七、九、八、八、四九
〃 一一年	三、七、三、三、三七	三、二、四、二、九二	七、五、四、七、八	七、七、五、五、三	一、二、九、二、一、〇六	五、九、二、八、二	—	二、三、一、七、二、三五
〃 一四年	五、二、九、九、三二	四、四、九、四、一一	八、九、五、九、五	九、五、八、〇、六	一、五、八、一、三、〇三	一、〇、一、六、九、三	—	二、三、八、四、四、九六
昭和元年	五、三、〇、九、四四	四、九、七、九、五二	九、二、〇、八、六	八、九、八、四、〇	一、六、一、六、一、八九	一、〇、六、〇、四、七	—	二、三、九、九、一、四八
〃 二年	五、五、〇、〇、二九	五、五、八、三、三三	八、七、〇、九、六	一、一、六、三、四、九	一、六、四、七、三、〇三	二、四、八、〇、八	—	二、四、五、二、三、一一
〃 三年	五、六、〇、七、〇四	六、一、〇、五、〇四	八、五、五、九、一	一、一、四、〇、四、〇	一、七、〇、三、六、一五	一、一、八、二、四、五	—	二、七、五、九、七、六三
〃 四年	五、九、八、五、五、六	六、二、八、八、四、八	八、一、九、二、四	一、七、六、三、五、四	一、六、四、二、一、二、〇	一、三、一、三、九、八	—	二、四、八、九、七、四〇

(富民協會 日本農業年鑑)

(單位 千圓)

即ち現在にては不動産抵當債務は六十億圓に達し、約半額を農村に於ける債務とすれば三十億圓の不動産抵當負債があることになる。

大體に於て土地は既に擔保に入つてゐるものを更に再擔保に入れることは先づ少いと思はれるから、不動産擔保としての三十億圓は大差なきものと見て差支なきものと思ふ。

今参考のために帝國農會に於て昭和四年六月末日現在につき部分的に調査した結果より生れた推算を示せば左の如くである。

- (1) 日本勸業銀行貸付金 三億三千八百二十七萬三千五百八十七圓
- (2) 普通銀行 約 六 億 圓  
(帝國農會調査一行平均金額五十七萬九千八百八十八圓、之を當時の銀行數約一千に乗ず)
- (3) 信用組合、額母子講、個人貸付業者、一般個人貸付金 約 二十 億 圓  
(右記諸貸付金の一箇村平均十五萬七千七百九十三圓餘を全國町村數に乗ず)
- (4) 農工銀行、北海道拓殖銀行、政府低利資金 約 五 億 圓
- (5) 右の外調査に漏れたるもの 數 億 圓

即ち合計四十餘億圓と概算される。

又長野縣農會調査によれば同縣下の全農家一戸當り負債は八百六十八圓を算し、これを全國農家の平均負債に近いものとすれば、農家負債總額は五十億圓に達する勘定となり。更に「農家經濟調査」によれば農家の負債は平均七百八十三圓餘となつてゐる。これを全農家の平均に近しと見れば四十餘億圓が全農家の負債額となる譯である。

以上概説せる如く農村負債の問題は甚だ複雑なるものである。我々は農村負債總額に關して研究すると共に、農村に於ける純負債の問題「又貸し」等より生ずる統計重複の問題、この間に發生する鞘取りの問題等を慎重に研究する必要があるのである。



#### 第四節 金輸出再禁止と農村

##### 1 再禁止

我國は去る大正六年以來久しく金輸出を禁止して來たのであるが、昭和五年一月その解禁を見るに至つた。この金解禁に對しては替否相半ばしたようであるが、昨年九月英國の金本位停止後は再禁止論が次第に盛んとなり、遂に昭和六年十二月犬養内閣の成立すると共に金輸出の再禁止を斷行したのである。同年九月英吉利は突然金本位制を停止したのであるが、英吉利の金本位制は地金の賣渡しを本則とした所謂金塊本位制であつた。英國は千九百二十五年の金解禁後に於ても金兌換は停止してゐるが金地金を賣渡しして金本位制の目的を達してゐた。即ち英蘭銀行へ三磅十七志十片半の紙幣を持參すれば一オンスの金地金を賣渡すと云ふのが昨年九月までの英吉利の金本位制度の骨子であつた。一オンスの金といふのは二十二金で重量は八匁三分位であるが、その割合は我國でいへば一匁が五圓に當ると云ふのと同じである。然るに英國は昨年九月の金地金の賣渡しを停止したのである。そのため英國から金を持ち出すことが出来なくなり結局金輸出禁止と同一結果となつたのである。

我國に於て昭和五年一月以前には金の輸出は禁止してゐるが制度の外形に於ては金兌換は停止してゐなかつた。日本銀行に紙幣を持參すれば金貨と換へ得ることになつてゐたが、實際の金貨は國內に於て用ふるものでなく海外支拂に使用するものであるから金輸出を禁止してゐるのにそれを換へても無意味である。従つて金兌換も事實上禁止されてゐるのと同様である。

今回の犬養内閣は金輸出再禁止について金兌換停止の緊急勅令を公布した。それ故に今日の我國の幣制は名實とも紙幣本位國である。日本銀行の紙幣は不換紙幣である。

##### 2 農村に對する影響

金輸出再禁止は農村に如何なる影響をもたらすであらうか。先づ一般的なる影響について考察して見やう。金輸出を禁止すれば爲替相場は直ちに下落するのである。其の爲に一時輸出が便利になると云ふことがある。例へば我國と最も密接なる關係を有する亞米利加合衆國を對象として考ふるに、若し爲替相場が二割下つたとすれば我國が百圓の物を賣るに今まで米國に於ては四十九弗出してゐたものが三十九弗出せばよいことになるのである。それだけ米國に於ては買ひ易くなり、我國に於ては輸出し易いと云ふことになる。その反對に亞米利加より輸入する商品については、爲替が二割下れば今までは四十九弗の物を買ふに百圓拂へばよかつたものが、今後は百二十圓拂はなければならぬこととなり、外國から來る商品の値段が高くなることになる。従つて金輸出禁止の結果は物價が騰貴する。棉花、羊毛、木材等の輸入



品は直ちに騰貴する。又輸入品でなくとも内地で製造する同一品は高くなる。即ち内地に於ける同業者からいへば一つの關稅保護をされたも同様である。かくて再禁止の結果は第一に輸入品の市價が上り、次に輸入品と競争の立場にある内地製品が騰貴し、全般的に物價は漸次上るのである。然し乍ら爲替が二割下れば物價全體も二割騰貴すると云ふわけではない。爲替相場に直接關係ある輸入品、及び此等の輸入品と競争の立場にあるものは上るが、その他の關係なき商品はその影響を受けて幾らかは騰貴するが、それ程は騰貴しない。

然らば金輸出再禁止の農村に及ぼす影響は如何であるか。

(1) 米

先づ米に付いて考ふるに、これは殆んど影響を受けないものと思はれる、何となれば米は小麦、棉花等と異り國際商品ではなく、日本のみの需要供給に依つて、その價格が決定せられるのであるから、豐作であれば價格は下り、凶作であれば騰貴する。由來日本人は日本の米でなければその嗜好に適應ぬ國民であるから外國米が輸入せられてもそれを以て十分調節する力はないのである。かゝる關係より日本の米は外國爲替相場の影響を蒙ることは微弱である。さきに述べたやうに、全般的に輸入品が騰貴し、次に競争品が高くなるためその影響を受けて幾分は高い方へ刺戟せらるゝが、爲替相場が二割下落したからといつて米價

が二割騰貴するとは考へられない。米價は依然として國內の豐凶に左右せられてその價格の上下を生ずるので、爲替相場の影響は殆んど及ばぬと云つてよい。尤も昨今米價は相當は昂騰した。それを金再禁止の結果だといつてゐるものもあるが、それは妥當の見方ではない。昨年の米穀實收は五千五百万石である。その前年に比し千百万石の減收、平年に比べても五百万石以上の減收である。かゝる凶作の際に米價が昂騰するは當然である。

(2) 生絲

生絲は米とは事情が異り主として輸出品である。故にこの輸出が盛んなるや否やは農村に非常なる影響があるのである。生絲を對象として見ればわが農村に取つては金輸出禁止の結果は幾分かよいと思はれる。但し甚だ良いとは云はれない。元來貿易といふものは相手方の事情により異なるものである。今、生絲の價格が半値に下落したからといつて二倍の數量が輸出せらるゝものではないことは左表の示す所である。

生絲輸出高及價額 (玉絲を含む)			
年次	數量	價額	百斤の平均價額
大正三年	一七、一四八、七五三 斤	一六一、七九七、四一 円	六四三
八年	二八、六二二、四〇〇	六二三、六一八、五〇七	二、一七九



對米爲替相場（月別）（弗）

	昭和四年			昭和五年		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
一月	46.00	45.28	45.63	49.38	49.00	49.25
二月	45.50	45.25	45.38	49.38	49.38	49.38
三月	45.25	44.50	44.63	49.38	49.38	49.38
四月	44.88	44.28	44.63	49.38	49.38	49.38
五月	44.88	44.63	44.75	49.38	49.38	49.38
六月	44.50	43.75	44.00	49.38	49.38	49.38
七月	46.25	43.75	45.25	49.38	49.38	49.38
八月	46.50	46.25	46.50	49.38	49.38	49.38
九月	47.50	46.50	46.88	49.38	49.38	49.38
十月	48.00	47.50	47.63	49.38	49.38	49.38
十一月	48.88	46.00	48.50	49.38	49.38	49.38
十二月	49.00	48.88	49.00	49.38	49.38	49.38

貨現送點の範圍内に安定する。金解禁が爲替相場安定に効果あることは昭和四年度と昭和五年度とを比較すれば自ら明かである。即ち左表の如くである。

昭和				大正			
元	十	十	十	十	十	十	十
二	四	三	二	一	一	一	一
年	年	年	年	年	年	年	年
四七、七三二、二〇〇	五八、〇九五、〇〇〇	五四、九二五、六〇〇	五二、一七七、三〇〇	四四、二九七、八〇〇	四三、八四四、九〇〇	三七、二五六、四〇〇	二六、三二八、〇〇〇
四一九、一〇七、三三五	七八四、一五〇、四九四	七三三、四三六、五八四	七四二、二六五、八二〇	七三四、〇五二、四四八	八七九、六五七、〇八八	六八五、三六五、五三七	五六六、一六九、二九八
一、三五〇	一、三三五	一、四二二	一、六五七	二、〇〇六	一、八四〇	二、一五〇	一、九四七
八七五	一、三五〇	一、三三五	一、四二二	一、六五七	二、〇〇六	一、八四〇	一、九四七

（農林省統計に據る）

即ち一例をとれば昭和五年度に於ける生絲價格はその前年度に比し約半値に暴落してゐるから數量に於て之を補つてゐるかといへば決してそうではない。かくの如く金輸出禁止の結果爲替相場が二割下落すれば二割だけ多量に生絲の輸出を見るに至ると云ふ風に簡單には考へられない。こゝに注意すべきことは爲替相場の變動と貿易との關係である。金輸出解禁の重大なる効果は爲替相場の安定と云ふことである。金の輸出が自由である場合には爲替が安くなれば正貨が流出する。爲替が餘り高くなれば向ふより正貨が入つて來ると云ふ自然作用があるために爲替相場は正



金輸出再禁止の結果は爲替相場が下落すると共に、その變動が甚しくなることは争ふことが出来ない。この爲替相場の變動は生絲の輸出の甚だ妨害となるのである。例をとつて説明すれば昭和四年度に於ては爲替相場は高い時は四十九弗、安い時は四十四弗となつてゐるが、その間には五弗の上下があつたわけである。即ち約一割の變化があるわけであつて貿易をする者にとつては非常な投機を行ふこととなる。百萬圓の取引に當り爲替相場の變動のみにて十萬圓の相違を生ずると云ふことゝなれば堅實なる商賣は出来なくなる。何となれば利潤や運賃の計算等は單に附けたしに過ぎなくなり爲替相場が如何に變動するかといふことが最も重要な問題となるからである。これは輸出貿易の大きいなる妨げとなるのである。たとへば生絲の價格が現在千二百圓であると假定し、これが次には千百圓に下落したとする。相手にとつては百圓も安くなつたのであるから喜んで買ふ筈であるが、價格はその點に安定してゐると決定したわけではなく或はそれ以上下落することもあるかも知れないので、相手方はまだ下るだらうといふことで買遅れることゝなり、又騰貴すればそのうちに下るだらうといふことのために買はぬと云ふことゝなる。かくの如く價格の變動は相手方をして確實なる採算を立てることを困難ならしめるため我國としても甚だ賣り難くなるのである。結局金輸出禁止の生絲に及ぼす影響は、爲替相場の下落により

幾分多額に輸出さるゝことゝなるにしても、又一方には爲替の激動、價格の不安定といふことがあるために輸出を阻止することを免れないのである。

### (3) 肥料

次に問題となるのは肥料である。輸入肥料總額は約一億五千萬圓に達し、販賣肥料の内地生産額は二億二千萬圓に達する。而してさきにも述べたやうに、消費見込額は約三億圓と推定されてゐるが、今爲替相場が三割下れば（實際は金再禁止後三割以上下落してゐる）硫酸アンモニヤ、油粕、智利硝石の如きは必ず二割上ることは當然であるから、外國より輸入せられる肥料が高くなれば内地製品も騰貴することゝなり、結局農村は爲替下落のために三億圓の肥料代の三割を餘分に負擔しなければならぬといふことになる。おぼさつばな計算ではあるが農村は肥料代を今までより九千萬圓だけ多く支拂はなければならぬと云ふことゝなる。

### (4) 農村負債

最後に農村負債と金輸出再禁止との關係はどうであらうか。金輸出禁止の結果は金の價值が下る。従つて三割下落したとすれば百圓借りたものは實際は七十圓返せばよいことゝなるから負債軽減の方法としては頗るよいと説くものがある。併し乍ら負債關係の實際といふものは意外に複雑せるものであつて、債權をもつてゐる人と債務をもつて



る人々をよく観察して見ると、債権をもつてゐる人にも氣の毒な人が多い。例へば郵便貯金を考へて見るに左表の如く總額二十三億圓（昭和四年末現在）中農業者の貯金額は七億六千萬圓である。農業者を主體とせる農村の貯金の割合が全體の六割を占むるとすれば農村の貯金高は十三億圓となる。

明治	大正	昭和	郵便貯金	額	同上中農業者貯金高
三八年	四年	元年	總	五六、二八三、五八八	一四、二一三、九九四
三八年	四年	元年	總	一六九、七三六、六六八	四四、四三七、九九九
三八年	四年	元年	總	二四〇、九九七、一〇四	六五、七六三、九六九
三八年	四年	元年	總	八四四、九八〇、六二〇	二八八、一二三、五一四
三八年	四年	元年	總	一、一六六、九九八、七〇三	三七九、九三九、七六七
三八年	四年	元年	總	一、二五三、五三九、九三五	四〇八、一一四、九九八
三八年	四年	元年	總	一、六三六、二五五、〇四二	五三二、七一五、五五四
三八年	四年	元年	總	一、八六三、七四三、七四二	六〇六、七六六、〇二七
三八年	四年	元年	總	二、二〇一、二四五、五五二	七一六、六五九、五一七
三八年	四年	元年	總	二、三三七、五一五、八〇二	七六一、〇一五、七七八

この農村の郵便貯金が三割だけ安く拂ひ戻さるゝことゝなると折角苦心して貯金したものが三割だけ政府の利益となり農民は損をすることゝなる。獨り農民に限らず郵便貯金の如きは零細なる金額の掻き集めであるから経済的にいへば弱者が債権者となつてゐるわけであつて、その損失は弱者に負はせる結果となる。銀行等に於ても同様のことがいひ得るのであつて、金を預ける人は預けるのみで借金の出来ない弱い人であるに反し、借金し得る人間は強い人間である。とにかく債務は軽減することになるが債権と債務は必ずしもそう單純なるものではなく、今日の経済生活に於ては債権者が弱く債務者が強い場合も少くないから、債務が軽減するといふことはそのまゝ全部がいゝとはいへないのである。だから、農村負債と金輸出禁止の關係に於ては單に負擔の軽減といふことばかりでなく、如何なる人が利益するかと云ふことを考へる必要があるのである。大體に於て金輸出禁止の結果は金持ちは損をし、物持は得をすることになる。現金を所有するもの、郵便貯金を持つてゐる者、銀行に預金してゐる者、保險會社と契約してゐる者、信託會社に金を預けてゐる者等は損をする。これに反し物を持つてゐる者は得をするのである。以上金輸出再禁止と農村の關係の概略を述べたのであるが、之を要約すれば次の如くなる。先づ米に付いては金再禁止そのものゝためには大した影響はない。生絲に對しては影響するがその爲



に生絲の賣行きがどの程度に良くなるか、或ひは値段が上がるかといふことは簡単に断定し兼ねる。肥料代に關しては判然とある額の損失をしなければならぬ。農村負債に關しては負債は幾分軽減されることになるが、債権者及び債務者なるものゝ實質をよく考へて見る必要がある。

### 第五節 農村負債の整理

農村の負債を如何に整理すべきかといふことは眞に重大問題であるが、決して容易な問題ではない。先づ極端な議論としては借金棒引論なるものがあるが、これは到底實行不可能なる論である。先にも述べたやうに、貸借なるものは決して弱い者のみが借金し、貸す者は皆強者であるとは限らない。借金棒引を實行して郵便貯金や銀行預金をしてゐる者にその金を返さぬと云ふことになれば、一寸考へれば債権者が回収出来ぬのであるから何でもないことのやうに思はれるが、しかし、それは極く強いものが利得し、細民が借金棒引きのために預金を失ふことになるのであるから、合理的に考へて見ても非常な矛盾が含まれてゐる。わが國の今日の實情としては問題にならぬ議論だと思はれる。

次に整理公債の發行が一部の人の間に唱へられてゐる。これは今日の農村負債を五十億圓と見積り、國庫に於て五十億圓の公債を發行し現在の負債をこの公債に借換へしめるといふ案である。しかし乍ら農村に於ける貸借關係は甚だ複雑であつて、借換へが非常に不公平なる結果となることもあるから容易には行ひがたい。わが國に於ける公債は、内國債四十五億圓、外債を合して六十億圓であるが、今わが國の内債よりも多いところの五十億圓の整理公債を發行して借換を行ふと云ふ如きは實に實行不可能なる空論である。もしこれが農村に於て實行さるゝならば都市に於ても亦行はれなければならぬ。さうすれば百億圓或ひは百五十億圓の公債を發行しなければ整理が出来ぬといふことゝなりいよゝ實行不可能なことが判る。然らば如何にして整理すべきであるか。借金棒引論、整理公債發行論の如きは外科的效能があるにしても、その弊害は到底堪えられぬところであるから問題にならぬとして、眞に實行可能な漸進的な整理案を考へなければならぬ。それについては次項に述べる農村金融の改善と云ふことが農村負債の整理に對しても重大なる役割を演ずるものであると思ふ。

### 第六節 農村金融の改善



1 農村資金の流出防止

農村が金融に困つてゐる第一の原因は資金の缺乏といふことである。農村金融改善の具體的方法としては先づ資金を豊富にすることを考へなければならぬ。農業資金充實策として最も必要であり且つ合理的であることは、農村が生産したる資金を出来る限り農村自身の産業資金に使用することである。即ち農村の資金はつとめて都市に流出しないやうにし、都市に吸収されたるものに對しては再び之を農村に還元せしめる道を講ずることが最も合理的な農村資金充實策である。前にも陳べたやうに、農村資金は税金、郵便貯金、銀行預金等の形に依つて流出してゐる。税金は致し方がないとするも、農家の貯金の如きは郵便貯金や銀行預金とせず信用組合の貯金として、農村自身の利益のために使用することが必要である。かくすれば郵便貯金に於ける様に單に四分八厘の利子を收めるといふ利益のみでなく、必要の場合には借入をもなすことが出来る。もつとも、それについては信用組合自身が堅實であることが第一の要件である。これは組合員の自治的互助的思想の向上、適當なる理事者の養成等に待たなければならぬが、全國の農村民が覺醒して叙上の如き方法によつて、農村資金の流出又は商工資金化を防止したならば、それだけ農村資金は現在より増加することとなるであらう。

2 農村への資金還元

(1) 大藏省預金部資金

郵便局に貯金せられた金は大藏省預金部に集められて預金部資金となり各方面に運用せられることとなるのである。大藏省預金部は現在に於ては二十九億圓の大資本を擁し、その資金は郵便貯金、振替貯金、復興貯蓄債券収入金の預金、鐵道特別會計その他特別會計の預金、預金部の積立金、預金部の収入金などからなつてゐる。昭和五年五月十五日現在の預金部資金は左の如くである。

郵便及振替貯金	二、一九一、七四八、四五九円
復興貯蓄債券収入金預金	八〇、一一九、七六〇
各特別會計其他預金	二六五、六〇一、五五四
預金部積立金	二五四、〇三一、三五二
預金部収入金	一三一、五一〇、一五四
合 計	二、九二三、〇一一、二七九

今日政府の低利資金として地方に貸付られてゐるものはこの預金部資金から融通されてゐるのである。

而して預金部が産業組合、耕地整理組合、畜産組合、漁業組合、森林組合等に事業資金を供給する場合には日本勸業銀行を経由し、預金部資金にて勸業債券を引受け、その交付した金を勸銀か



らこれ等の諸組合に貸付けるのである。預金部が引受けてゐる勸業債券の現在額（昭和五年五月）は三億六千九百萬圓である。

昭和六年九月一日現在に於て預金部地方資金は農林省關係に於て、普通資金一億七千五百萬圓、特別資金二億一千三百萬圓、合計三億八千八百萬圓である。

種別	供給額	貸付済額	償還額	貸付現在額
普通資金	三一五、七三五	二八三、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一七五、〇〇〇
特別資金	四六五、一一七	三一三、七六二	一〇〇、二七〇	二一三、四九二
計	七八〇、八五二	五九六、七六二	二〇八、二七〇	三八八、四九二

普通資金と云ふのは年々耕地整理事業、産業組合、森林組合、漁業組合、畜産組合等に供給されるものをいひ、特別資金とは霜害救済、風水害復舊、高利債借替、失業救済、農山漁村対策費等を内容とするものであつて、昭和六年度に於ては普通資金の供給額は耕地整理事業五百四十八萬圓、産業組合一千六百六十三萬圓、森林組合百二十二萬圓、漁業組合百二十五萬圓、畜産組合四十一萬圓、合計二千萬圓。特別資金に於ては高利債借替三千萬圓、養蠶應急資金四千五百萬圓、耕地整理舊債償還四百萬圓、霜害救済百五十萬圓、合計八千五十萬圓である。即ち普通資金特別資金を

合して一億圓である。

以上を要約すれば大蔵省預金部の二十九億圓の大資本の内二十二億圓（昭和五年五月現在）は郵便貯金からなつてゐる。農村の貯金がその六割を占むるものとすれば十三億圓は農村の資金である。然るに農村に對する融資額は普通特別の兩方を合しても三億八千萬圓に過ぎない（農林省關係）近來預金部の農村に對する貸出は次第に増加せることは左表の如くであるが、元來預金部そのもの性質から云へば農村金融改善のために資金を農村に還元せしめることは當然の義務であり又合理的なることである。

(2) 信用組合

信用組合は農村金融機關として最重要なる地位を占むるものである。この信用組合の内容を改善し、普及を圖り、農村に於て生産された資金は信用組合の手により農村自身のために使用さるゝやうにすることは農村金融の改善上十分に考へなければならぬ點である。

わが國の産業組合数は明治三十三年に於て二十一であつたが、昭和四年末に於ては一萬四千四百七十七に達し、全都市町村數を遙に超過するの盛況を呈するに至つた。その内信用組合数は二千五百四十七にて他組合兼營のものを合すれば一萬二千八百八十一に達するのであるが、しかし、信用組



合の現状を顧るならば、われ／＼はそこに幾多の缺陷を發見するのである。  
 先づ貯金について見るに、毎年急速の増加をなし大正七年度末現在額は一億圓を突破し、その後の増加は更に著しく、大正十二年以降は毎年約一億圓の増加を示してゐる状態である。即ち次の如くである。

信用組合貯金年度別表

年 度	貯 金 額	一 組 合 平 均	一 組 合 員 平 均
明治 三十七年	二四二、九五三	五二四	六・五一
〃 四十二年	七、二〇四、八二四	一、八五一	一六・三一
大正 四年	二九、六一七、四三二	三、二七六	二五・六七
〃 九年	二二四、三二〇、七四五	一八、四〇三	一〇九・六九
〃 十二年	四一四、四七五、三五五	三五、五二二	一五六・〇四
〃 十三年	五二五、二八三、〇一九	四三、八五〇	一七九・三七
〃 十四年	六五四、九〇一、五四五	五四、五〇二	二〇八・〇四
昭和 元年	七八一、四〇三、九八九	六五、九五八	二三一・〇〇
〃 二年	八八五、八二四、二二〇	七五、五六九	二五三・八七
〃 三年	一、〇一一、二四二、〇六七	八七、三四二	二七八・〇五
〃 四年	一、一〇八、三六一、六四八	九六、一二九	二九五・一〇

かく多額の資金を信用組合に集め得るに至つたことは大いに喜ぶべきことであるが、その運轉状況を見ると遺憾なる點が少くない。私の計算によれば昭和元年度總運轉資金約十一億圓中、貸付金六億六千萬圓、預け金二億九千萬圓、有價證券投資四百萬圓である。その預け金二億九千萬圓中銀行預金はその六割、即ち一億七千四百萬圓である。かくの如く信用組合の預金の大部分が普通銀行に預け入れられ、中央金庫及び聯合會に預けられたものは極めて僅かな部分に過ぎない。その結果産業組合の預金の大部分が都市に集中され商工資金化するといふことは本来の使命に反するものである。又信用組合の貸付金中、固定して動かぬもの、頗る多いことは短期、對人信用を本旨とする信用組合の目的に反くものである。今後は組合員の自覺、向上により内容を充實し、改善を圖り農村金融機關としての本旨を發揮することが肝要である。而して産業組合中央金庫も信用組合をしてその本務を全ふするために積極的活動をなし相互間の聯絡に遺憾なきを期する必要があるのである。

(3) 保險積立金

保險積立金には政府の簡易保險積立金と民間保險會社の積立金とある。  
 簡易保險事業は大正五年政府事業として開始せられ、その後急速の發達をしたもので、昭和四年度現在に於ては契約高十九億圓に達し、その積立金も三億五千萬圓に達した。



而してこの資金は庶民階級からの掛金によるものであるから庶民階級に還元するといふことを十分考へる必要がある。農村に對する簡易生命保険積立金貸付は昭和五年現在にては左の如くである。

自作農創設維持	七二、三四七千円
農業倉庫	一、七三四
小口産業資金	七九七
農業共同施設	二八四
畜産共同施設	二九
林業共同施設	一五
水産共同施設	一、四一九
耕地整理事業	三七〇
農村電気事業	四一一
合 計	七七、五二一

簡保積立金四億圓の中四割が農村よりの掛金とすれば一億六千萬圓となるが、右の如く農村還元は極く一部しか行はれてゐない。政府としては思ひ切つて農村貸付額を増加する必要があるのである。

ある。

民間保險會社の運用資金は昭和二年度末現在に於て全體にて十三億圓、この内十億七千萬圓は生命保險會社の資金であるから金融機關として保險會社を見るときには先づ生命保險會社を主題としなければならぬ。わが國生命保險會社の資金運用は國債の買入、銀行預金等であつて農業地擔保の貸出は見るべきものがない。米國に於ては生命保險會社が農業土地に對し盛んに資金を融通し農業金融上に甚大なる効果を擧げてゐるのである。保險會社の投資は確實を第一とし、その期限も必ずしも短期たるを要しないのであるから、農業地に對する投資は適當なるものである。今後この方面に保險會社の活動を望みたいものである。

(4) 信託會社

わが國の信託會社は大正十一年信託法及信託業法の制定せられて以來、三井、三菱、住友、安田等の大富豪をはじめ有力者が續々信託會社を設立し、その後眼覺しい發展を遂げ、今日は金融機關としても一つの大きい勢力となつたのである。昭和五年一月末現在に於て信託財産は十四億三千四百萬圓（中金錢信託十一億三千四百萬圓）である。信託會社の運用資金は期間に餘裕があり土地金融に適するものであるから將來は農村に對する資金として利用さるべきものである。信託會社は米國に於て最も發達してゐるのであるが農業地に對



する投資額は可なり多く、生命保険會社の農業地投資に次ぐ有様である。

(5) 普通銀行

農村の資金が銀行の手を経て都市に吸収されること、特に近來の如く銀行合同が盛んとなれば益々この傾向を甚だしくなることはさきにも述べたところである。普通銀行と云ふのは特殊銀行に對する言葉であつて、預金を營業資金の主要部分とする銀行である。預金は預け主の自由意志によつて何時でも引出し得るものであるから銀行の貸出は手形割引の如く何時でも資金に化し得るものを選ぶ必要がある。普通銀行が主として商業金融の機關であることはこれ等の性質に基くものである。従つて農村より預け入れられた資金も商業資金化することは當然といはねばならない。農民としては郵便貯金或は銀行預金とするよりは自己の信用組合の利用を圖ることが必要であるが、昭和六年末現在に於ては銀行預金額は特殊銀行十一億圓、普通銀行八十一億圓、貯蓄銀行十六億圓の預金があるのである。この中農村よりの預金が幾何を占めるかは不明であるが、大銀行に於ては資金の運用に困難してゐる有様であるから或ひは信用組合を経由するなりその他の方法によつて農村に對する資金融通の途を考ふべきである。尙都市に於ても中小小工業者は金融難に苦しんでゐるのであるから彼等に對して大銀行が融通の道を開くことは大いに必要なことと思ふ。

貯蓄銀行は細民の貯金を預つたものであるからその資金は庶民階級の金融のために、これを運用すべき公益的の責務のあることは郵便貯金に於けると變りはない。

(6) 公益質屋

今日に於ける我國の庶民金融機關としては、(一)信用組合、(二)金貸業者、(三)質屋(私人質屋、公益質屋)、(四)無盡業者及び無盡會社、(五)卸商(原料又は製品の卸商及び仲買商)等である。

質屋が一般金融上に便宜を與へてゐることは非常に多い。弊害もあるが利益も相當あるのである。公益質屋は弊害に較べて利益の方が多いのであるからその普及を圖る價値は十分あると思ふ。公共團體が金融と云ふことに注目して努力を拂ふやうになれば住民の幸福を進める上に大いに益する所があると信ずる。その具體策として公益質屋の經營の如きは當然考ふ可きことである。



終